

資料 3

2021年9月10日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(3) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・文書による報告事項の概要	3
・キャプタン（適用拡大申請）	5
・シアゾファミド（適用拡大申請）	12
・ジメテナミド（適用拡大申請）	17
・スピネトラム（適用拡大申請）	21
・ピリオフェノン（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）	30
・フルオキサストロビン（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）	32
・プロシミドン（適用拡大申請）	35
・マンデストロビン（適用拡大申請）	39
・メタフルミゾン（適用拡大申請及び畜産物への基準値の設定）	43
・アルベンダゾール（国内承認申請に基づく基準値の改正）	48
・基本原則の一部改訂に伴う残留基準設定について	50

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
キャプタン（農薬/殺菌剤） （別紙1）	適用拡大申請	農薬：小麦、いんげんまめ等	ADI:0.1 mg/kg 体重/日 ARfD: 3 mg/kg 体重（国民全体） ARfD: 0.3 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 8.7% 幼小児（1～6歳） 23.9% 妊婦 8.1% 高齢者（65歳以上） 10.7% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
シアゾファミド（農薬/殺菌剤） （別紙2）	適用拡大申請	農薬：ばれいしょ、たまねぎ等	ADI:0.17 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 18.6% 幼小児（1～6歳） 30.3% 妊婦 18.0% 高齢者（65歳以上） 22.2%
ジメテナミド（農薬/除草剤） （別紙3）	適用拡大申請	農薬：キャベツ、だいず等	ADI:0.051 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.5 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.30% 幼小児（1～6歳） 0.86% 妊婦 0.32% 高齢者（65歳以上） 0.27% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
スピネトラム（農薬/殺虫剤） （別紙4）	適用拡大申請	農薬：りんご、もも等	ADI:0.024 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 30.2% 幼小児（1～6歳） 45.2% 妊婦 27.4% 高齢者（65歳以上） 38.0%
ピリオフェノン（農薬/殺菌剤） （別紙5）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：小麦、きゅうり等	ADI:0.091 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 4.8% 幼小児（1～6歳） 11.5% 妊婦 5.3% 高齢者（65歳以上） 5.4%
フルオキサストロビン（農薬/殺菌剤） （別紙6）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：西洋芝、日本芝	ADI:0.015 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 11.2% 幼小児（1～6歳） 38.2% 妊婦 13.4% 高齢者（65歳以上） 11.6%
プロシミドン（農薬/殺菌剤） （別紙7）	適用拡大申請	農薬：小麦、りんご等	ADI:0.035 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.3 mg/kg 体重（国民全体） ARfD: 0.035 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 17.4% 幼小児（1～6歳） 38.2% 妊婦 13.7% 高齢者（65歳以上） 20.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
マンデストロビン（農薬/殺菌剤） （別紙 8）	適用拡大申請	農薬：トマト、なす等	ADI:0.19 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 23.8% 幼小児（1～6歳） 36.7% 妊婦 21.7% 高齢者（65歳以上） 28.4%
メタフルミゾン（農薬/殺虫剤） （別紙 9）	適用拡大申請及び畜産物への基準値設定	農薬：かんきつ、キウイフルーツ等	ADI:0.12 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 22.7% 幼小児（1～6歳） 34.9% 妊婦 21.3% 高齢者（65歳以上） 27.7%
アルベンダゾール（動物用医薬品/寄生虫駆除剤） （別紙 10）	承認申請及び使用基準設定	動物用医薬品：承認なし	ADI:0.01 mg/kg 体重/日（アルベンダゾール及びアルベンダゾールスルホキシドのグループとして）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 6.9% 幼小児（1～6歳） 22.3% 妊婦 11.5% 高齢者（65歳以上） 5.9%
農薬等 40 剤 （別紙 11）	基本原則の一部改訂に伴う残留基準の設定	—	当該農薬等のはちみつ中の残留基準を設定することは、人の健康に悪影響を及ぼすおそれは認められない。	はちみつを含めた全食品からの各農薬等の1日当たりの推定摂取量は、ADIの範囲内であった。また、はちみつへの残留基準設定による推定摂取量の増分はいずれも対ADI比0.05%未満であった。

(別紙1)

農薬名

キャプタン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	2	2	○			0.26,1.00(¥)
とうもろこし	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01(未成熟とうもろこし)※1
大豆	0.01	0.01	○			※2
小豆類	1	1	○			<0.5,<0.5(いんげんまめ)(¥)
えんどう	0.01	0.01	○			※2
そら豆	0.01	0.01	○			※2
らっかせい	0.01	0.01	○			※2
その他の豆類	0.01	0.01	○			※2
ばれいしょ	0.05	0.05		0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	0.01	○			※2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.01	0.01	○			※2
かぶ類の根	0.01	0.01	○			※2
かぶ類の葉	0.01	0.01	○			※2
西洋わさび	0.05	0.05	○	0.05		
クレソン	0.01	0.01	○			※2
はくさい	2	2	○			0.69,0.79(＃)(¥)
キャベツ	0.01	0.01	○			※2
芽キャベツ	0.01	0.01	○			※2
ケール	0.01	0.01	○			※2
こまつな	0.01	0.01	○			※2
きょうな	0.01	0.01	○			※2
チンゲンサイ	0.01	0.01	○			※2
カリフラワー	0.01	0.01	○			※2
ブロッコリー	0.01	0.01	○			※2
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01	○			※2
ごぼう	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
サルシフィー	0.01	0.01	○			※2
アーティチョーク	0.01	0.01	○			※2
チコリ	0.01	0.01	○			※2
エンダイブ	0.01	0.01	○			※2
しゅんぎく	0.01	0.01	○			※2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1	1	○			0.200,0.750(＃)
その他のきく科野菜	0.05	0.05	○	0.05		
たまねぎ	0.3	0.3	○			0.012,0.082(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.07,0.51(＃)(¥)
にんにく	0.01	0.01	○			※2
にら	0.01	0.01	○			※2
アスパラガス	0.01	0.01	○			※2
わけぎ	0.01	0.01	○			※2
その他のゆり科野菜	5	5	○			1.18,1.70(葉たまねぎ)(¥)
にんじん	0.01	0.01	○			※2
パースニップ	0.01	0.01	○			※2
パセリ	15	15	○			(その他のせり科野菜参照)
セロリ	15	15	○			(その他のせり科野菜参照)
みつば	15	15	○			(その他のせり科野菜参照)
その他のせり科野菜	15	15	○	0.05		2.64,8.01(コリアンダー)(¥)
トマト	5	5	○	5		
ピーマン	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
なす	5	5	○			1.50,3.17(＃)
その他のなす科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(ししとう)(＃)(¥)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	3	3	○	3		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	5	5	○			0.083,2.04(#)(¥)
しろうり	10	10	○	10		
すいか(果皮を含む。)	3	2	○			0.08,0.12,0.97
メロン類果実(果皮を含む。)	20	15	○	10		1.08,2.78,7.19
まくわうり(果皮を含む。)	10	10	○	10		
その他のうり科野菜	0.01	0.01	○			※2
ほうれんそう	15	15	○			1.70,6.40(¥)
たけのこ	0.01	0.01	○			※2
オクラ	0.05	0.01	○・申			<0.01,<0.01(¥)
しょうが	0.3	0.3	○	0.05		0.06~0.12(n=4)
未成熟えんどう	0.01	0.01	○			※2
未成熟いんげん	0.01	0.01	○			※2
えだまめ	0.01	0.01	○			※2
その他の野菜	0.05	0.05	○	0.05		
りんご	15	15	○			2.49,9.47(¥)
日本なし	15	10	○			1.34~6.79(n=6)
西洋なし	15	10	○			(日本なし参照)
マルメロ	9	10	○			0.56~3.87(n=4)(りんご)
もも(果皮及び種子を含む。)	20	20	○	20		
ネクタリン	3	3	○	3		
あんず(アプrikottを含む。)	5	5	○			0.466,1.78(¥)
すもも(ブルーを含む。)	10	10	○	10		
うめ	5	5	○			1.00,1.91(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	25	25	○	25		
いちご	15	15	○	15		
ラズベリー	20	20	○	20		
ブラックベリー	0.01	0.01	○			※3
ブルーベリー	20	20	○	20		
クランベリー	0.01	0.01	○			※3
ハックルベリー	20	20	○	20		
その他のベリー類果実	0.01	0.01	○			※3
ぶどう	25	25	○	25		
かき	5	5	○			1.70,2.14(#)(¥)
パパイヤ	5	5	○			1.07,2.26(¥)
パイナップル	0.7	0.7	○			0.117,0.236(¥)
マンゴー	5	5	○			0.659,1.89(¥)
その他の果実	10	10		10		
アーモンド	0.3	0.3		0.3		
くるみ	0.5		申			<0.04,0.14(¥)
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)※4	0.05	0.05	○	0.05		
その他のハーブ	15	15	○	0.05		(その他のせり科野菜参照)

農薬名 キャプタン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
干しぶどう	50	50	○	50	⋮	

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1)未成熟とうもろこしとして登録されている。種子処理の適用であり、残留濃度は極めて低いと推定されることから0.01ppmを設定する。

※2)野菜類として登録されている。種子処理の適用であり、残留濃度は極めて低いと推定されることから0.01ppmを設定する。

※3)ベリー類として登録されている。使用時期が収穫終了から落葉期までであり、収穫時の残留濃度は極めて低いと考えられることから、0.01ppmを設定する。

※4)「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガラシ又はカンゾウの根又は根茎をいう。

答申（案）

キャプタン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	2
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
小豆類 ^{注1)}	1
えんどう	0.01
そら豆	0.01
らっかせい	0.01
その他の豆類 ^{注2)}	0.01
ばれいしょ	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.01
西洋わさび	0.05
クレソン	0.01
はくさい	2
キャベツ	0.01
芽キャベツ	0.01
ケール	0.01
こまつな	0.01
きょうな	0.01
チンゲンサイ	0.01
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.01
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	0.01
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.01
アーティチョーク	0.01
チコリ	0.01
エンダイブ	0.01
しゅんぎく	0.01
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	1
その他のきく科野菜 ^{注4)}	0.05
たまねぎ	0.3
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.01
にら	0.01
アスパラガス	0.01
わけぎ	0.01
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	5

食品名	残留基準値 ppm
にんじん	0.01
パースニップ	0.01
パセリ	15
セロリ	15
みつば	15
その他のせり科野菜 ^{注6)}	15
トマト	5
ピーマン	0.02
なす	5
その他のなす科野菜 ^{注7)}	0.05
きゅうり (ガーキンを含む。)	3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	5
しろうり	10
すいか (果皮を含む。)	3
メロン類果実 (果皮を含む。)	20
まくわうり (果皮を含む。)	10
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.01
ほうれんそう	15
たけのこ	0.01
オクラ	0.05
しょうが	0.3
未成熟えんどう	0.01
未成熟いんげん	0.01
えだまめ	0.01
その他の野菜 ^{注9)}	0.05
りんご	15
日本なし	15
西洋なし	15
マルメロ	9
もも (果皮及び種子を含む。)	20
ネクタリン	3
あんず (アプリコットを含む。)	5
すもも (プルーンを含む。)	10
うめ	5
おうとう (チェリーを含む。)	25
いちご	15
ラズベリー	20
ブラックベリー	0.01
ブルーベリー	20
クランベリー	0.01
ハックルベリー	20
その他のベリー類果実 ^{注10)}	0.01

食品名	残留基準値 ppm
ぶどう	25
かき	5
パパイヤ	5
パイナップル	0.7
マンゴー	5
その他の果実 ^{注11)}	10
アーモンド	0.3
くるみ	0.5
その他のスパイス（根又は根茎に限る。） ^{注12)}	0.05
その他のハーブ ^{注13)}	15
干しぶどう	50

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注12) 「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル又はカンゾウの根又は根茎をいう。
- 注13) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名

シアゾファミド

食品名	基準値 案※1 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値※1 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
小麦	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
大豆	0.3	0.3	○			0.04,0.06(¥)
小豆類	0.1	0.1	○			0.02,0.02(¥)
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.01		<0.01,<0.01(¥)
さといも類(やつかしらを含む。)	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
こんにゃくいも	0.3	0.3	○			<0.01,0.09(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3	0.3	○			0.04,0.09(¥)(はつかだいこんの根)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	25	25	○	15		3.9,17.6(¥)(はつかだいこんの葉)
かぶ類の根	0.3	0.3	○			0.06,0.08(¥)
かぶ類の葉	20	20	○	15		9.72,14.6(¥)
クレソン	15	10		15		
はくさい	15	15	○	15		
キャベツ	2	2	○	1.5		
芽キャベツ	2	2		1.5		
ケール	15	15	○	15		
こまつな	15	15	○	15		
きょうな	15	15	○	15		
チンゲンサイ	15	15	○	15		
カリフラワー	2	2	○	1.5		
ブロッコリー	2	2	○	1.5		
その他のあぶらな科野菜	20	20	○	15		5.1,12.5(¥)(はたけな)
チコリ	10	10		10		
エンダイブ	10	10		10		
しゅんぎく	10	10		10		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○	10		
その他のさく科野菜	10	10		10		
たまねぎ	2	2	○	1.5		
ねぎ(リーキを含む。)	6	2	○	6		
にんにく	2	2		1.5		
にら	6			6		
わけぎ	6	5	○	6		
その他のゆり科野菜	10	3	○	10		
にんじん	0.09	0.09			0.09: 米国	【<0.01~0.045(n=18)(米国)】
みつば	10	10	○	10		
トマト	2	2	○	0.2		0.72,1.00(¥)(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○	0.4		0.22,0.33(¥)
なす	0.5	0.5	○	0.2		0.10,0.11(¥)
その他のなす科野菜	10	10	○	10		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.09		0.08,0.23(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7	○	0.09		(きゅうり参照)
しろりり	0.1	0.1		0.09		※2
すいか		0.05	○			
すいか(果皮を含む。)	0.6		○	0.09		0.11,0.22,0.27
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.8		○	0.09		0.17,0.25,0.32
まくわうり		0.1				
まくわうり(果皮を含む。)	0.1		○	0.09		※2
その他のうり科野菜	10	10	○	10		

食品名	基準値 案※1 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値※1 ppm	
ほうれんそう	25	25	○	10		7.17,16.2(¥)
しょうが	3	3	○			0.99,1.38(¥)(葉しょうが)
未成熟いんげん	0.4	0.4		0.4		
えだまめ	5	5	○			0.40,2.34(¥)
その他の野菜	10	10	○	10		
みかん		0.7	○			
みかん(外果皮を含む。)	2		○			0.34,0.85(¥)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.47,0.54(¥)(#)
レモン	5	5	○			0.33,2.03(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(レモン参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(レモン参照)
ライム	5	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(レモン参照)
日本なし	0.5	0.5	○			0.14,0.20(¥)
もも		0.3	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	2		○			0.32,0.62(¥)(#)
ネクタリン	1	1	○			0.18,0.32(¥)(#)
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			0.01,0.05(¥)
いちご	0.7	0.7	○			<0.01,0.29(¥)
ぶどう	10	10	○	1.5		1.90,6.36
パパイヤ	0.5	0.5			0.5 台湾	【0.10(台湾)】
その他の果実	1	1	○			0.18,0.40(¥)(いちじく)
ホップ	15	15	○	15		
その他のスパイス	10	10	○			1.51,3.38(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	15	15	○	15		

太枠: 申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

※1) 国内の規制対象はシアゾファミドのみであるが、米国の規制対象はシアゾファミド及び代謝物B(4-クロロ-5-p-トリルイミダゾール-2-カルボニトリル)をシアゾファミドに換算したものの和である。該当食品については、作物残留試験結果から代謝物Bの影響はないものと考えられるため米国の基準値をそのまま参照する。

※2) 海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

答申（案）

シアゾファミド

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
小麦	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.1
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
こんにゃくいも	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	20
クレソン	15
はくさい	15
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	15
こまつな	15
きょうな	15
チンゲンサイ	15
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	20
チコリ	10
エンダイブ	10
しゅんぎく	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10
その他のきく科野菜 ^{注3)}	10
たまねぎ	2
ねぎ（リーキを含む。）	6
にんにく	2
にら	6
わけぎ	6
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	10
にんじん	0.09
みつば	10
トマト	2
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注5)}	10

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7
しろうり	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.6
メロン類果実（果皮を含む。）	0.8
まくわうり（果皮を含む。）	0.1
その他のうり科野菜 ^{注6)}	10
ほうれんそう	25
しょうが	3
未成熟いんげん	0.4
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注7)}	10
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	5
日本なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	1
すもも（プルーンを含む。）	0.2
いちご	0.7
ぶどう	10
パパイヤ	0.5
その他の果実 ^{注9)}	1
ホップ	15
その他のスパイス ^{注10)}	10
その他のハーブ ^{注11)}	15

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名

ジメテナミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01	0.03	○	0.01		
その他の穀類	0.01	0.01		0.01		
大豆	0.01	0.03	○	0.01		<0.01,<0.01(¥)(S体)
小豆類	0.05	0.01	申	0.01		
らっかせい	0.01	0.01		0.01		
その他の豆類	0.01	0.01		0.01		
ばれいしょ	0.01	0.01	○	0.01		
かんしょ	0.01	0.01		0.01		
てんさい	0.05	0.05	○	0.01		<0.01,<0.01(＃)(¥)(ラセミ体)※
かぶ類の根	0.01	0.01			0.01	【<0.01(＃)(n=9)(米国)】(S体)
かぶ類の葉	0.1	0.1			0.1	【<0.01~0.072(n=9)(米国)】(S体)
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(＃)(¥)(ラセミ体)※
カリフラワー	0.01		申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01(S体),<0.01(＃)(ラセミ体)※
たまねぎ	0.01	0.01	○	0.01		
にんにく	0.01	0.01		0.01		
えだまめ	0.01	0.02	○			<0.01(＃)(n=6)(ラセミ体)※
その他の野菜	0.01	0.01		0.01		
ホップ	0.05	0.05			0.05	【米国ホップ(<0.05,<0.05,<0.05)】(S体)
その他のハーブ	0.01	0.01		0.01		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		【牛の筋肉参照】
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		【豚の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		【その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉参照】
牛の脂肪	0.01	0.01				【牛の筋肉参照】
豚の脂肪	0.01	0.01				【豚の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉参照】
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01				【鶏の筋肉参照】
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01				【その他の家きんの筋肉参照】
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		

農薬名 ジメテナミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の卵	0.01	0.01		0.01	⋮	
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01	⋮	

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

S体:ジメテナミドP(S体)、ラセミ体:ジメテナミド(ラセミ体)

※プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。換算した値が定量下限未満の場合は定量下限未満とした。なお、以下に記載したGAPに適合する使用量を基に換算した。

- ・てんさい:ジメテナミドP(S体)、64.0%乳剤、薬量120 mL/10 a
- ・キャベツ:ジメテナミドP(S体)、64.0%乳剤、薬量75 mL/10 a
- ・ブロッコリー:ジメテナミドP(S体)、64.0%乳剤、薬量75 mL/10 a
- ・えだまめ:ジメテナミドP(S体)、64.0%乳剤、薬量120 mL/10 a

答申（案）

ジメテナミド

今回基準値を設定するジメテナミドとは、ジメテナミド（S体）及びジメテナミド（R体）の和をいう。

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	0.01
大豆	0.01
小豆類 ^{注2)}	0.05
らっかせい	0.01
その他の豆類 ^{注3)}	0.01
ばれいしょ	0.01
かんしょ	0.01
てんさい	0.05
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.1
キャベツ	0.05
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.01
たまねぎ	0.01
にんにく	0.01
えだまめ	0.01
その他の野菜 ^{注4)}	0.01
ホップ	0.05
その他のハーブ ^{注5)}	0.01
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の食用部分 ^{注8)}	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注6) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注7) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注8) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

農薬名

スピネトラム

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
とうもろこし	0.02		申	0.01		<0.02,<0.02,<0.02
大豆	0.1	0.1	○	0.01		<0.02,<0.02(¥)
小豆類	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)(いんげんまめ)
えんどう	0.1	0.1	○			(大豆参照)
そら豆	0.1	0.1	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.1	0.1	○			(大豆参照)
ばれいしょ	0.1	0.1	○	0.01	0.10	米国 【<0.005(n=14)(米国(スピノサド))】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.1	○			<0.02,<0.02,<0.02
かんしょ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
てんさい	0.1	0.1	○	0.01	0.10	米国 【米国(スピノサド)ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			2.95,3.40(¥)
かぶ類の根	0.2	0.2	○			0.03,0.03(¥)
かぶ類の葉	3	3	○			1.34,1.38(¥)
クレソン	8	8			8.0	米国 【米国(スピノサド)セロリ(0.37~1.84(#)(n=6))】
はくさい	1	1	○	0.3		<0.02,0.36(¥)
キャベツ	2	2	○	0.3	2.0	米国 【米国(スピノサド)キャベツ(0.006~0.459(n=8)),ブロッコリー(0.196~0.79(n=8))】
芽キャベツ	2	2		0.3	2.0	米国 【米国(スピノサド)キャベツ、ブロッコリー参照】
ケール	5	5	○			0.93,2.58(¥)(みずな)
こまつな	10	10	○		10	米国 【米国(スピノサド)からしな (0.055~7.707(n=8))】
きょうな	10	10	○		10	米国 【米国(スピノサド)からしな参照】
チンゲンサイ	10	10	○		10	米国 【米国(スピノサド)からしな参照】
カリフラワー	2	2	○	0.3	2.0	米国 【米国(スピノサド)キャベツ、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	2	2	○	0.3		0.47,0.95(¥)
その他のあぶらな科野菜	10	10	○	0.3	10	米国 【米国(スピノサド)からしな参照】
エンダイブ	8	8			8.0	米国 【米国(スピノサド)セロリ参照】
しゅんぎく	15	15	○			2.32,4.18,6.43
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○	10		
その他のきく科野菜	20	15	○・申			3.36,11.0(¥)(きく葉)
たまねぎ	0.1	0.1	○	0.01		<0.02,<0.02(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○	0.8	2.0	米国 【0.07~1.5(n=3) (米国(スピノサド))】
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
にら	2	2	○			0.36,0.70(¥)
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.03,0.06(¥)
その他のゆり科野菜	2	0.8	○・申	0.8		0.35,0.54(¥)(葉たまねぎ)
にんじん	0.02	0.05	○			<0.02(n=6)
パセリ	8	8			8.0	米国 【米国(スピノサド)セロリ参照】
セロリ	8	8	○	6	8.0	米国 【米国(スピノサド)セロリ参照】
その他のせり科野菜	8	8			8.0	米国 【米国(スピノサド)セロリ参照】
トマト	0.7	0.7	○	0.06		0.08,0.27(¥)(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○	0.4		0.12,0.30(¥)
なす	0.2	0.2	○			0.05,0.05(¥)
その他のなす科野菜	2	0.1	○・申	0.4		0.40,0.76(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.04		0.05,0.07(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○	0.04	0.30	米国 【米国(スピノサド)きゅうり(0.009~0.07(n=6))】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
しろりり	0.3	0.3		0.01	0.30	米国	【米国(スピノサド)きゅうり参照】
すいか(果皮を含む。)	0.08	0.2	○				<0.02~0.04(n=4)
メロン類果実	0.1	0.1	○				<0.02,<0.02(¥)
まくわうり(果皮を含む。)	0.01			0.01			
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.04	0.30	米国	【米国(スピノサド)きゅうり参照】
ほうれんそう	10	10	○	8			3.92,4.82(¥)
未成熟えんどう	2	2	○				0.18,0.64(¥)
未成熟いんげん	1	1	○	0.05			0.15,0.32(¥)
えだまめ	0.5	0.5	○				0.10,0.13(¥)
その他の野菜	8	8			8.0	米国	【米国(スピノサド)セロリ参照】
みかん(外果皮を含む。)	0.5	0.5	○	0.15			0.14,0.18(¥)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○				0.04,0.10(¥)
レモン	0.7	0.7	○				(かぼす、すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.07			(かぼす、すだち参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○				(かぼす、すだち参照)
ライム	0.7	0.7	○				(かぼす、すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.15			0.22(すだち),0.23(かぼす)(¥)
りんご	0.5	0.5	○	0.05			0.09,0.14(¥)
日本なし	0.5	0.5	○	0.05			0.09,0.12(¥)
西洋なし	0.5	0.5	○	0.05			(日本なし参照)
マルメロ	0.2	0.2		0.05	0.20	米国	【米国内りんご(<0.02~0.02(n=10))】
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.05	0.05		0.05			
もも(果皮及び種子を含む。)	0.7	1	○	0.3			0.22,0.29(¥)
ネクタリン	0.5	0.5	○	0.3			0.12,0.12(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	0.8	0.2	申	0.15			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○	0.09			<0.02,0.05(¥)
うめ	0.8	0.7	○				0.22,0.23,0.32
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5	○	0.09			0.07,0.15(¥)
いちご	2	2	○	0.15			0.14,0.58(¥)
ラズベリー	0.8	0.8		0.8			
ブラックベリー	0.7	0.7			0.70	米国	【米国(スピノサド)ラズベリー (<0.010~0.509(n=2))】
ブルーベリー	0.5	0.5	○	0.2			0.03,0.17(¥)
クランベリー	0.01	0.01			0.01	米国※1	【<0.01(n=6)(米国スピノサド)】
ハックルベリー	0.2	0.2		0.2			
その他のベリー類果実	0.7	0.7	○	0.5	0.70	米国	【米国(スピノサド)ラズベリー参照】
ぶどう	2	0.5	○・申	0.3			0.31,0.69,0.79
かき	0.3	0.3	○	0.05			0.05,0.07(¥)
バナナ	0.3	0.3			0.25	米国	【0.0224~0.199(n=5)(米国スピノ サド)】
パパイヤ	0.3	0.3			0.30	米国	【米国かんきつ類(オレンジ(<0.02 ~0.035(n=10))),りんご、(スピノサ ド)核果類(すもも(<0.005~ 0.012(n=4)))]】
アボカド	0.3	0.3		0.3			
パイナップル	0.02	0.02			0.02	米国※1	【<0.040(n=3)(米国スピノサド)】
グアバ	0.3	0.3			0.30	米国	【米国かんきつ類、りんご、(スピノ サド)核果類参照】
マンゴー	0.3	0.3	○	0.01			0.03,0.09(¥)
パッションフルーツ	0.4	0.3		0.4			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他の果実	0.5	0.5	○	0.09		0.10,0.14(¥)(いちじく)
綿実	0.01			0.01		
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.1	0.1	○	0.01	0.10	米国 【米国(スピノサド)アーモンド(<0.04~0.0667(n=5))】
ペカン	0.1	0.1		0.01	0.10	米国 【米国(スピノサド)アーモンド参照】
アーモンド	0.1	0.1		0.01	0.10	米国 【米国(スピノサド)アーモンド参照】
くるみ	0.1	0.1		0.01	0.10	米国 【米国(スピノサド)アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.01	0.10	米国 【米国(スピノサド)アーモンド参照】
茶	70	70	○			6.08~40.4(n=8)
その他のスパイス	3	3	○			0.58,1.02(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	8	8		0.3	8.0	米国 【米国(スピノサド)セロリ参照】
牛の筋肉	1	0.2				【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	1	0.2				【豚の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	1	0.2				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】
牛の脂肪	1	0.2		1		
豚の脂肪	1	0.2		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	0.2		1		
牛の肝臓	0.1	0.02		0.1		
豚の肝臓	0.1	0.02		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.02		0.1		
牛の腎臓	0.1	0.02		0.1		
豚の腎臓	0.1	0.02		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.02		0.1		
牛の食用部分	0.1	0.02		0.1		
豚の食用部分	0.1	0.02		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.02		0.1		
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		

農薬名

スピネトラム

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうがらし(乾燥させたもの)				4	⋮	※2

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1 クランベリー及びパイナップルの米国基準値は、IT申請に基づき基準値を設定した際、米国のスピノサドの基準値を参照している。

※2 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を10と算出している。

§:現行基準値設定当時の米国の基準値を示す。現在は米国のブラックベリー及びその他のベリーの基準値は共に0.80 ppmが設定されているが、現時点でIT申請されていないことから、現行の基準値を維持することとする。

答申（案）

スピネトラム

今回基準値を設定するスピネトラムとは、スピネトラム-J及びスピネトラム-Lの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.1
とうもろこし	0.02
大豆	0.1
小豆類 ^{注1)}	0.1
えんどう	0.1
そら豆	0.1
その他の豆類 ^{注2)}	0.1
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.1
てんさい	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	3
クレソン	8
はくさい	1
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	5
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	10
エンダイブ	8
しゅんぎく	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10
その他のきく科野菜 ^{注4)}	20
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.1
にら	2
アスパラガス	0.3
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	2
にんじん	0.02

食品名	残留基準値 ppm
パセリ	8
セロリ	8
その他のせり科野菜 ^{注6)}	8
トマト	0.7
ピーマン	0.7
なす	0.2
その他のなす科野菜 ^{注7)}	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか (果皮を含む。)	0.08
メロン類果実	0.1
まくわうり (果皮を含む。)	0.01
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.3
ほうれんそう	10
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	1
えだまめ	0.5
その他の野菜 ^{注9)}	8
みかん (外果皮を含む。)	0.5
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.7
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.7
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.2
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.05
もも (果皮及び種子を含む。)	0.7
ネクタリン	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	0.8
すもも (プルーンを含む。)	0.2
うめ	0.8
おうとう (チェリーを含む。)	0.5
いちご	2
ラズベリー	0.8
ブラックベリー	0.7
ブルーベリー	0.5
クランベリー	0.01
ハックルベリー	0.2

食品名	残留基準値 ppm
その他のベリー類果実 ^{注11)}	0.7
ぶどう	2
かき	0.3
バナナ	0.3
パパイヤ	0.3
アボカド	0.3
パイナップル	0.02
グアバ	0.3
マンゴー	0.3
パッションフルーツ	0.4
その他の果実 ^{注12)}	0.5
綿実	0.01
ぎんなん	0.01
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.1
茶	70
その他のスパイス ^{注14)}	3
その他のハーブ ^{注15)}	8
牛の筋肉	1
豚の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	1
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注17)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注14) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注15) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注16) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注17) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

ピリオフェノン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	1
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注1)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.6
しろうり	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実	0.07
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.3
未成熟えんどう	2
りんご	1
日本なし	1
いちご	2
ラズベリー	0.9
ブラックベリー	0.9
ブルーベリー	2
クランベリー	0.5
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注3)}	2
ぶどう	4
かき	1
キウイー（果皮を含む。）	2
パッションフルーツ	2
その他の果実 ^{注4)}	2

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注4) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

農薬名 フルオキサストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.2		IT	0.15	米国	【<0.01~0.11(#)(n=25)(米国)】
大麦	0.4		IT	0.40	米国	【0.0139~0.248(#)(n=12)(米国)】
とうもろこし	0.02		IT	0.02	米国	【<0.02(#)(n=21)(米国)】
その他の穀類	2		IT	1.5	米国	【0.05~0.88(#)(n=9)(ソルガム)(米国)】
大豆	0.05		IT	0.05	米国	【<0.02~0.031(#)(n=20)(米国)】
小豆類	0.2		IT	0.20	米国	【米国えんどうまめ(<0.01~0.141(n=11)】
えんどう	0.2		IT	0.20	米国	【米国えんどうまめ参照】
そら豆	0.2		IT	0.20	米国	【米国えんどうまめ参照】
その他の豆類	0.2		IT	0.20	米国	【米国えんどうまめ参照】
ばれいしょ	0.01	0.01		0.010	米国	【<0.01(n=27)(米国)】
りんご	1		申			0.09~0.50(n=6)
日本なし	0.6		申			0.06~0.31(n=6)
西洋なし	0.6		申			(日本なし参照)
いちご	2	2		1.9	米国	【0.183~0.986(#)(n=8)(米国)】
ぶどう	2		申			0.24,0.33,0.96
なたね	0.7		IT	0.70	米国	【0.0127~0.538(n=16)(米国)】
牛の筋肉	0.05		IT	0.05	米国	【推:0.034】
豚の筋肉	0.02		IT	0.02	カナダ	【推:<0.02】
牛の脂肪	0.1		IT	0.10	米国	【推:0.081】
豚の脂肪	0.03		IT	0.03	米国	【推:<0.02】※
牛の肝臓	0.2		IT	0.20	米国	【牛の腎臓参照】
豚の肝臓	0.06		IT	0.06	米国	【豚の腎臓参照】
牛の腎臓	0.2		IT	0.20	米国	【推:0.122】
豚の腎臓	0.06		IT	0.06	米国	【推:<0.02】※
牛の食用部分	0.2		IT	0.20	米国	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.06		IT	0.06	米国	【豚の腎臓参照】
乳	0.03		IT	0.03	米国	【推:<0.02】※

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留濃度であることを示す

※)豚の脂肪及び腎臓、乳については、推定残留濃度は定量限界未満となっているが、米国の基準値を参照している。

答申（案）

フルオキサストロビン

今回基準値を設定するフルオキサストロビンとは、農産物にあつてはフルオキサストロビン及び代謝物Z異性体【(Z)-{2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}(5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)メタノン 0-メチルオキシム】をフルオキサストロビンに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはフルオキサストロビン、代謝物Z異性体をフルオキサストロビンに換算したものと及び代謝物M55【6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロ-4-ピリミジオール】をフルオキサストロビンに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
大麦	0.4
とうもろこし	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	2
大豆	0.05
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
その他の豆類 ^{注3)}	0.2
ばれいしょ	0.01
りんご	1
日本なし	0.6
西洋なし	0.6
いちご	2
ぶどう	2
なたね	0.7
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.06
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.06
牛の食用部分 ^{注4)}	0.2
豚の食用部分	0.06
乳	0.03

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

農薬名

プロシミドン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
うめ	10	10				※2
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			0.98,2.34(¥)
いちご	5	5	○			0.62~2.19(n=4)
キウイ		0.5	○			1.51~3.12(n=4) 0.20,0.20(¥)
キウイ(果皮を含む。)	8		○			
マンゴー	0.5	0.5	○			
なたね	2	2				※2
その他のスパイス	30	25	○			4.32~11.0(n=6)(みかん(果皮))

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1)小豆類、トマト、なす及びきゅうり(ガーキンを含む。)については、プロポーシヨナリティ(proporcionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、小豆類、トマト、なす及びきゅうり(ガーキンを含む。)は50.0%水和剤1000倍散布を基に換算した。

※2)海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※3)ズッキーニは、かぼちゃ(スカッシュを含む。)の基準値が適用される。本剤の使用方法は、かぼちゃとズッキーニで異なるため、ズッキーニと使用方法が同一のきゅうりの作物残留試験成績から、かぼちゃ(スカッシュを含む。)の基準値を設定している。

※4)「みかん」の作物残留試験結果の中で、「かんきつ(みかんを除く)」と同じ使用方法の作物残留試験結果を用いて基準値を設定する。

答申（案）

プロシミドン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.3
大豆	3
小豆類 ^{注1)}	5
らっかせい	2
その他の豆類 ^{注2)}	2
ばれいしょ	0.2
キャベツ	0.5
チコリ	5
エンダイブ	5
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2
その他のきく科野菜 ^{注3)}	2
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.1
にんじん	0.2
みつば	2
トマト	4
ピーマン	10
なす	5
その他のなす科野菜 ^{注4)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	4
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	4
すいか（果皮を含む。）	2
メロン類果実（果皮を含む。）	2
その他のうり科野菜 ^{注5)}	1
オクラ	2
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	1
その他の野菜 ^{注6)}	2
みかん（外果皮を含む。）	10
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	5
りんご	0.5
日本なし	1

食品名	残留基準値 ppm
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	15
もも（果皮及び種子を含む。）	5
ネクタリン	10
あんず（アプリコットを含む。）	5
すもも（プルーンを含む。）	0.5
うめ	10
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	5
キウイー（果皮を含む。）	8
マンゴー	0.5
なたね	2
その他のスパイス ^{注8)}	30

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

農薬名 マンデストロビン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.3	0.3	○			0.02,0.06(¥)
小豆類	0.2	0.2	○			<0.01,0.03(¥)(いんげんまめ)
えんどう	0.3	0.3	○			(大豆参照)
そら豆	0.3	0.3	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.3	0.3	○			(大豆参照)
はくさい	5	5	○			0.17~2.18(n=6)
キャベツ	5	5	○			1.88,2.30(¥)
ケール	40	40	○			(たかな参照)
こまつな	40	40	○			9.01,27.7(¥)
きょうな	25	25	○			11.5,17.9(¥)
チンゲンサイ	40	40	○			(たかな参照)
カリフラワー	7		申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	7		申			1.70,2.29,2.79
その他のあぶらな科野菜	40	40	○			19.6,29.6(¥)(たかな)
しゅんぎく	90	50	○			19.7,28.2,36.2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	40	40	○			8.62,29.1(¥)(リーフレタス)
たまねぎ	0.05		申			<0.01~0.03(n=6)
トマト	10	10	○			1.39,3.15(¥)(ミニトマト)
ピーマン	6		申			0.63,0.91,2.74
なす	2	2	○			0.31,0.93(¥)
その他のなす科野菜	10		申			1.60~5.27(n=4)(ししとう、甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			0.35,0.54(¥)
すいか		0.1	○			
すいか(果皮を含む。)	0.7		○			0.12,0.29(¥)
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	2		○			0.40,0.68(¥)
ほうれんそう	0.3		申			0.01~0.12(n=6)
未成熟えんどう	5	5	○			1.77,2.69(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	10	10	○			1.67,3.40(¥)(さやいんげん)
えだまめ	10	10	○			1.80,3.87(¥)
その他の野菜	10	10	○			(えだまめ参照)
りんご	5	5	○			1.15,1.68(¥)
日本なし	2	2	○			0.82,0.85(¥)
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも		0.2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	3		○			1.21,1.35(¥)
ネクタリン	5	5	○			0.50,2.12(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	2	2	○			0.36,0.83(¥)
うめ	5	5	○			2.70,2.93(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			2.43,2.86(¥)
いちご	6	3	申			1.00,1.63,2.87
ぶどう	10	10	○			3.01,3.02(¥)
かき	3	3	○			0.54,1.41(¥)
なたね	0.5	0.5			0.5 カナダ	【<0.010~0.544(n=22)(カナダ)】

答申（案）

マンデストロビン

今回基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン（R体）及びマンデストロビン（S体）の和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.2
えんどう	0.3
そら豆	0.3
その他の豆類 ^{注2)}	0.3
はくさい	5
キャベツ	5
ケール	40
こまつな	40
きょうな	25
チンゲンサイ	40
カリフラワー	7
ブロッコリー	7
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	40
しゅんぎく	90
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40
たまねぎ	0.05
トマト	10
ピーマン	6
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注4)}	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	2
すいか（果皮を含む。）	0.7
メロン類果実（果皮を含む。）	2
ほうれんそう	0.3
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	10
えだまめ	10
その他の野菜 ^{注5)}	10
りんご	5
日本なし	2
西洋なし	2
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	5
あんず（アプリコットを含む。）	5
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	5

食品名	残留基準値 ppm
いちご	6
ぶどう	10
かき	3
なたね	0.5
茶	40
その他のハーブ ^{注6)}	40

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名

メタフルミジン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02(¥)(とうもろこし) /<0.02,<0.02(¥)(未成熟とうもろこし)
大豆	0.5	0.5	○			0.16,0.16(¥)
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02(¥)
かんしょ	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3	0.5	○			<0.1,<0.1(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	25	30	○			16.34,16.52(¥)
かぶ類の根	0.2	0.5	○			0.04,0.05,0.1
かぶ類の葉	60	30	○			15.22,16.72,21.37
はくさい	10	10	○			2.56,5.24(¥)
キャベツ	5	5	○			1.16,2.88(¥)
芽キャベツ	0.8	0.8		0.8		
ケール	40	40	○			(みずな参照)
こまつな	40	40	○			13.49,27.8(¥)
きょうな	40	40	○			16.14,30.2(¥)(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○	6		2.62,3.44(¥)
カリフラワー	3		申			0.78,1.33(¥)
ブロッコリー	10	10	○			3.40,5.08(¥)
その他のあぶらな科野菜	40	40	○			(みずな参照)
ごぼう	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	80	50	○	7		26.0,34.5(サラダ菜)、 7.32,33.5(リーフレタス)
たまねぎ	0.1		申			<0.02,<0.02(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	5	10	○			1.14,2.93(¥)
アスパラガス	0.5	0.7	○			0.19,0.20(¥)
にんじん	0.3	0.3	○			<0.02,0.07(¥)
トマト	5	5	○	0.6		2.34,2.66(¥)(ミニトマト)
ピーマン	5	5	○	0.6		2.76,2.83(¥)
なす	3	3	○	0.6		0.76,1.20(¥)
その他のなす科野菜	0.6	0.6		0.6		
ほうれんそう	70	70	○			25.2,51.0(¥)
しょうが	0.2	0.3	○			<0.02,0.04(¥)
えだまめ	10	10	○			4.06,5.16(¥)
みかん		0.3	○			
みかん(外果皮を含む。)	8		○			1.900~3.085(n=6)
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.08,1.29,2.19
レモン	8	5	○			(みかん(果実)参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	8	5	○			(みかん(果実)参照)
グレープフルーツ	8	5	○			(みかん(果実)参照)
ライム	8	5	○			(みかん(果実)参照)
その他のかんきつ類果実	8	5	○			(みかん(果実)参照)
うめ	10	10	○			2.50,3.45(¥)
いちご	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02(¥)
キウイー		0.3	○			
キウイー(果皮を含む。)	15		○			4.72,5.04,5.56
その他のスパイス	40	25	○			9.80~17.46(n=6)(みかん(果皮))
その他のハーブ	40	40	○			(みずな参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.02	0.02				※1
豚の筋肉	0.02	0.02				※1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02				※1
牛の脂肪	0.03	0.02	申	0.02		推:0.030
豚の脂肪	0.03	0.02	申	0.02		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.02	申	0.02		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.03		申			推:0.027
その他の家きんの筋肉	0.03		申			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.9		申			推:0.850
その他の家きんの脂肪	0.9		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.08		申			推:0.079
その他の家きんの肝臓	0.08		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.08		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.08		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.08		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.08		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.2		申			推:0.165
その他の家きんの卵	0.2		申			(鶏の卵参照)
魚介類	2	2				推:1.106
とうがらし(乾燥させたもの)				6		※2

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※1)「牛の筋肉」、「豚の筋肉」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉」の基準値については、それぞれ「牛の脂肪」、「豚の脂肪」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪」に設定されている国際基準を参照して設定した。

※2)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を10と算出している。

答申（案）

メタフルミゾン

今回基準値を設定するメタフルミゾンとは、メタフルミゾン（E体）及びメタフルミゾン（Z体）の和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.1
大豆	0.5
ばれいしょ	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1
かんしょ	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	60
はくさい	10
キャベツ	5
芽キャベツ	0.8
ケール	40
こまつな	40
きょうな	40
チンゲンサイ	10
カリフラワー	3
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	40
ごぼう	0.1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	80
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	5
アスパラガス	0.5
にんじん	0.3
トマト	5
ピーマン	5
なす	3
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.6
ほうれんそう	70
しょうが	0.2
えだまめ	10
みかん（外果皮を含む。）	8
なつみかんの果実全体	5
レモン	8
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	8

食品名	残留基準値 ppm
グレープフルーツ	8
ライム	8
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	8
うめ	10
いちご	0.1
キウイー（果皮を含む。）	15
その他のスパイス ^{注4)}	40
その他のハーブ ^{注5)}	40
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注7)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん ^{注8)} の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.9
その他の家きんの脂肪	0.9
鶏の肝臓	0.08
その他の家きんの肝臓	0.08
鶏の腎臓	0.08
その他の家きんの腎臓	0.08
鶏の食用部分	0.08
その他の家きんの食用部分	0.08
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
魚介類	2

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注6) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注7) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注8) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際* 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.02	0.02		0.1		※
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.1		※
牛の脂肪	0.02	0.02		0.1		※
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02		0.1		※
牛の肝臓	1	1		5		※
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8	0.8		5		※
牛の腎臓	1	1		5		※
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8	0.8		5		※
牛の食用部分	1	1				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8	0.8				(その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓参照)
乳	0.02	0.02		0.1		※
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.03		申			0.0215(n=3)(最終投与14日後)(ぶりの筋肉)

申:動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

*国際基準の残留の規制対象は代謝物Iであるが、国際基準は、代謝物Iの濃度に換算係数を用いることにより、アルベンダゾールの総残留濃度として設定されている。また、国際基準は、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳に設定されており、動物種は特定されていない。

※国際基準はアルベンダゾールの総残留濃度として設定されているが、基準値案は、国際基準を参照した上で、代謝物Iの濃度として設定した。

答申（案）

アルベンダゾール

今回基準値を設定するアルベンダゾールとは、代謝物I【5-(プロピルスルホニル)-1*H*-ベンズイミダゾール-2-アミン】（塩酸酸性条件下の加水分解により代謝物Iに変換される化合物を含む。）とする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8
牛の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8
牛の食用部分 ^{注2)}	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8
乳	0.02
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.03

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

基本原則の一部改訂に伴う残留基準設定について (はちみつ中の農薬等の残留基準設定)

1. 概要

ミツバチが蜜や花粉を収集する際には、農薬等に直接的又は間接的に暴露されることがあり、農薬等がはちみつに微量に含まれる可能性がある。欧州委員会では、はちみつについて、適切な基準値を設定する方法に関するガイドラインが公表された。これを踏まえ、我が国においても、「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を一部改訂し、「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」(令和3年3月11日農薬・動物用医薬品部会。以下「設定方針」という。)をとりまとめた。

設定方針のとりまとめを踏まえ、はちみつ中の農薬等の残留基準を設定する。

2. 今般の基準設定の内容

以下の考え方にに基づき、農薬等 40 品目について、はちみつ中の残留基準を設定する。
(個別の基準値は答申(案)参照)

- ・ 蜜を生成する主な食用作物(果実類、ナッツ類等)において、個別に残留基準が設定されている農薬等を対象とする。
- ・ 今般の基準設定の対象となる農薬等は、過去直近の食品安全委員会の食品健康影響評価結果において、急性参照用量(ARfD)が「設定の必要なし」とされたものとする。
- ・ 設定方針の1(2)①(※)に基づき、0.05 ppm(既定値)又は定量限界値(LOQ)を残留基準として設定する。

※ 設定方針(一部抜粋)

1 基準設定の基本的な考え方

(2) 基準値案の設定方法

- ① 公示試験法がある場合には、定量限界値(LOQ)を設定する。公示試験法として、はちみつ固有のLOQが検討されていない場合は、既定値として0.05ppmを設定する。

3. 今般の基準設定を踏まえた暴露評価

2. のとおり残留基準を設定した場合の、はちみつを含めた全食品からの各農薬等の1日当たりの推定摂取量は、許容一日摂取量(ADI)の範囲内であった。また、はちみつへの残留基準設定による推定摂取量の増分はいずれも対ADI比0.05%未満であった。

4. 今般の基準設定に関する食品安全委員会への意見聴取の結果

今般の残留基準の設定の対象となる農薬等については、いずれも既に食品健康影響評価結果を通知したところであり、当該農薬等のはちみつ中の残留基準を設定することは、当該評価結果及びばく露評価結果から人の健康に悪影響を及ぼすおそれは認められないため、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨の回答が、食品安全委員会からあった。

答申（案）

以下の通り、はちみつ中の農薬等の残留基準を設定する。

品目名	残留基準値 ppm
アシノナピル	0.05
アミスルブロム	0.05
アメトクトラジン	0.05
イマザピル	0.05
エトキサゾール	0.05
オキサチアピプロリン	0.05
カスガマイシン	0.05
グリホサート	0.05
クロラントラニリプロール	0.05
クロルフルアズロン	0.05
シアゾファミド	0.05
シエノピラフェン	0.05
シクラニリプロール	0.05
シフルフェナミド	0.05
ジフルベンズロン	0.01
シフルメトフェン	0.05
スピネトラム	0.05
スピノサド	0.01
ゾキサミド	0.05
テトラニリプロール	0.05
ピカルブトラゾクス	0.05
ピラジフルミド	0.05
ピリオフェノン	0.05
ピロキサスルホン	0.05
フェンピコキサミド	0.05
フェンヘキサミド	0.01
フルオキサストロビン	0.05
フルキサメタミド	0.05
フルチアニル	0.05
フルトラニル	0.05
ブロフラニリド	0.05
プロヘキサジオンカルシウム塩	0.05

品目名	残留基準値 ppm
ヘキシチアゾクス	0.05
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.05
マンジプロパミド	0.05
マンデストロビン	0.05
メソトリオン	0.05
メチルテトラプロール	0.05
メトラフェノン	0.05
メフェントリフルコナゾール	0.05